

森林環境管理事業 (森林整備と森林環境教育)

アナ： 「市長が語る 2019 三島」第 14 回の今日は、「森林環境管理事業 森林整備と森林環境教育」についてお話を伺います。豊岡市長、よろしくお願いします。

市長： よろしく申し上げます。

アナ： 最近、「森林資源の適正な管理に向けた新しい制度が始まる」と、新聞などで目にするのですが、三島市にも関係してくるのでしょうか。

市長： 今年度から国が次の 2 つの制度を開始いたします。

その一つが「森林環境譲与税」の導入です。これは、県や市が行う森林整備の財源に充てられ、全国的に遅れていることが懸念されている国内の森林整備の促進を図ります。

もう一つが、「森林経営管理制度」の開始です。

この制度は、所有者が整備しきれない森林を市が預かり、間伐などの整備を市が行うものです。もちろん所有者からの申出が前提となりますので、勝手に市が間伐を行うことはありません。「土地の所有権は所有者がもったまま、森林の整備や管理は市で行う」というのがこの制度の特徴です。

アナ： 所有者が整備しきれない森林は、新たな財源をもとに、市が整備や管理をしていくということですね。

市長： 最近ニュースでよく目にする甚大な災害は、森林整備の遅れが一つの原因です。森林は整備が遅れると、木々の枝葉が日光を遮り、暗い森になります。暗い森にはなかなか植物が育たず、降った雨は森林の表面を滑るように流れていきます。豪雨の際には、雨水が地面に染み込まないと水が川にすぐに達してしまい、洪水を引き起こしかねません。

そこで必要となるのが「木を間引く」間伐と呼ばれる森林の整備です。間伐を行うと日光が森林の中に届き、植生が豊かになります。植生が豊かになると森林に雨水を蓄える機能も発揮され、土砂災害や洪水を防ぐことにつながります。

アナ： しっかりと整備された森林は、私たちの生活を守る役割を果たしてくれるのですね。では、三島市ではこれからどのように進めていくのでしょうか。

市長： 森林環境譲与税は、森林の面積や人口をもとに算定され、三島市の場合、今年度約 600 万円が国から財源として譲与される予定です。

今年度は、その財源を活用して、森林所有者に対し自分の森林をどのようにするかを問う「意向調査」を行います。また、併せて森林整備の遅れている箇所の間伐と森林環境教育を実施します。

アナ： 間伐の重要性は先ほどご説明いただきました。森林環境教育も行われるとのこ

とですが、これについて詳しく教えていただけますか。

市長： はい。森林環境譲与税は、森林経営管理制度に基づいた使い道以外にも、地域の実情により、環境教育や木材利用の推進などに利用できることとされています。三島市では、多くの市民に森林の仕組みや間伐の重要性を知ってもらうために、箱根の里を中心とした数か所にモデル林を整備しています。

今年度はそのモデル林での広葉樹の植樹や、小学生を対象にした間伐体験を実施します。

私たちは森林から多くの恩恵を受けています。木材や燃料という目に見えるものだけでなく、先程から話題となっている災害の防止や、森の豊かな香りは心身の癒し効果もあります。森林環境教育をとおして、森林と人との関係に理解を深めていただきたいと思います。植樹等のイベントについては広報みしまやホームページにて周知しますので、多くの皆様の参加を期待いたします。

また、新しい制度が始まりますが、森林整備に関する不明な点や相談については農政課が窓口として対応させていただきます。

アナ： 豊岡市長、本日はありがとうございました。

市長： ありがとうございました。